

# AIで精密裁判？

## 法論理との類似に注目

人工知能（AI）の基礎的な理論を使ってコンピュータに裁判の過程を考えさせようとする研究が国立情報学研究所で進められている。多くの要素が絡んだ複雑な裁判の過程でも、必要な手続きや証拠を照らすことなく判断できる。情報化する一方で人手が不足しているといわれる裁判の新しい力となるか。

（永井理）

## 国立情報学研究所

ある。情報が完全にそろわない中で結論を下す必要があるからだ。その点が論理プログラミングとそっくりだ。

●法科大学院へ

●記者のつぶやき

裁判員制度が始まり、私の周辺も地裁に招集される人が出てきた。一般市民が裁判に関わる時代なんだなあと思つていたら、コンピューター!? 思わず取材に走った。

このソフトウェアは「実論」というルールの「不可能」と結論づけるPROLEG。例えば「請け負った工事の代金を支払え」というような訴えの自身と「請負契約をした」「工事が完了した」など主張に必要な事実（要件事実）を人力して実行すると、主張が認められるかどうか結論が出てくる。

「AIの研究で使われるのが、AIが守られるシステムを提案した。だが法律を誘ってプロレグの開発を始めた。」と語る。

「誰も似ていると言われないので、私が言わなないと思つた。訴訟を担当するとき何を示せばいいかが大きく、法律を指す若い同級生らにはすく分かる。法律の実務家には利用価値がある」と語る。

「要件事実論は誰がどう使うかを定める。これを求める機能や、原告と被告の主張がどう対立しているかを簡単な図で示す機能などを付け加えていくという。三年程度で使えるようにしたいという。」

## 漏れのない立証に

●法学が変わる

裁判官の代わりを務めるのは将来的にも簡単ではないという。「裁で、プロレグの他にも判でこじれるのはルールに書かれてない場合。プロレグのようどうするかという点に判例をコンピューターと佐藤教授。ルールで決める形で蓄積する。当てはまらない問題を傾向の分析や隠れ解決する人間の能力にたデータの発掘もできる。はまだまだかなわな」と佐藤教授。

「当面の応用としては、定めてプロレグに入力法科大学院の授業で要件事実論を学ぶのに使えろという。また、弁護士が証拠に抜けがないかチェックできる。また余計なことを見つけて確認することにも役立つ。法体系を簡素化できる」として開発に携わる西



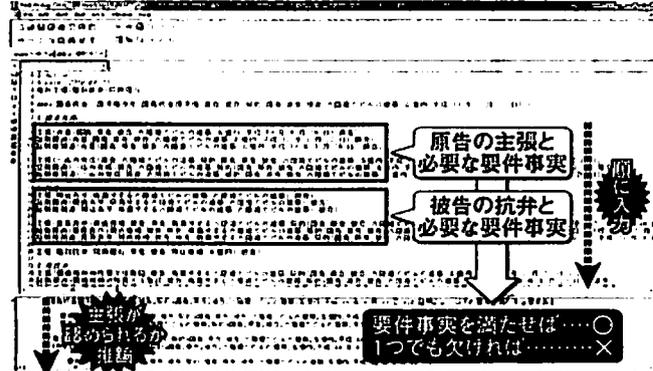
プロレグの機能を説明する佐藤健教授  
東京都千代田区の国立情報学研究所で

「プロレグは、裁判官が審理を進めるガイドラインとなる「要件事実」で動く。人間のように入力されたプログラムに臨機応変に行動させるのはAI研究の大きな課題だ。

例えば、ロボットがある部屋から別の部屋に移動させる。廊下に荷物が置いてあるかもしれないし、人が走っているかもしれない。工事で床板が外されている可能性もゼロではない。すべての場合を完全にプログラムするのは不可能だ。

床に障害物があればその情報を追加して新たに行動を考える方法を考える。条件次第では「別の部屋に行くのは

## プロレグでの推論の流れ



「要件事実を満たせば」○  
「一つでも欠ければ」×